

○航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示

(平成15年10月10日国土交通省告示 第1346号)

航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第164条の16第4号及び第8号の規定に基づき、航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示を次のように定め、令和3年3月1日から適用する。

(航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器)

第1条 航空法施行規則(以下「規則」という。)第164条の16第4号の告示で定めるものは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる物件とする。ただし、運航者が安全を確認した物件を運航者が作動させる場合はこの限りでない。

区分		物件
航空機の種類	航行の段階	
一 携帯型電子機器から発射される航空無線に割り当てられた周波数帯以外の電波に対する耐性及び携帯型電子機器から発射される航空無線に割り当てられた周波数帯の電波(当該電子機器を作動させるに伴い発射される高調波を除く。)に対する耐性がある航空機	離陸のため航空機の全ての乗降口が閉ざされた時から着陸後の滑走が終了する時まで	次に掲げる物件であって、作動時に通信用の電波(出力百ミリワット以下のものを除く。)を発射する状態にあるもの 一 携帯電話(航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。) 二 トランシーバー 三 無線操縦玩具 四 マイク(無線式のものに限る。) 五 パーソナルコンピュータ(航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。) 六 携帯情報端末(航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。) 七 電子ゲーム機(航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。) 八 携帯型データ通信端末(航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。)
二 携帯型電子機器から発射される航空無線に割り当てられた周波数帯の電波(当該電子機器を作動させるに伴い発射される高調波を除く。)に対する耐性がある航空機(一の項に規定する航空機を除く。)	上欄に同じ	次に掲げる物件であって、作動時に通信用の電波(出力百ミリワット以下のものを除く。)を発射する状態にあるもの 一 携帯電話 二 トランシーバー 三 無線操縦玩具 四 マイク(無線式のものに限る。) 五 ICタグ(電池式のものに限る。) 六 パーソナルコンピュータ 七 携帯情報端末 八 電子ゲーム機 九 携帯型データ通信端末 十 前各号に掲げる物件以外の物件であって、他の電子機器と無線通信を行う機能を有するもの

<p>三 一の項及び二の項に規定する航空機以外の航空機</p>	<p>離陸に引き続き上昇飛行が終了した時から着陸のため降下飛行が開始される時まで</p>	<p>次に掲げる物件であって、作動時に通信用の電波を放射する状態にあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 携帯電話</li> <li>二 PHS</li> <li>三 トランシーバー</li> <li>四 無線操縦玩具</li> <li>五 ヘッドホン（無線式のものに限る。）</li> <li>六 イヤホン（無線式のものに限る。）</li> <li>七 マイク（無線式のものに限る。）</li> <li>八 ICタグ（電池式のものに限る。）</li> <li>九 パーソナルコンピュータ</li> <li>十 携帯情報端末</li> <li>十一 電子ゲーム機</li> <li>十二 携帯型データ通信端末</li> <li>十三 前各号に掲げる物件以外の物件であって、他の電子機器と無線通信を行う機能を有するもの</li> </ul>
	<p>離陸のため航空機の全ての乗降口が閉ざされた時から離陸に引き続き上昇飛行が終了する時まで及び着陸のため降下飛行が開始された時から着陸後の滑走が終了する時まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 上欄第一号から第四号まで及び第七号から第十三号までに掲げる物件（作動時に通信用の電波を放射しない状態にあるものを含む。）</li> <li>二 テレビ受信機</li> <li>三 ラジオ</li> <li>四 GPS受信機</li> <li>五 ビデオカメラ</li> <li>六 ビデオプレーヤー</li> <li>七 DVDプレーヤー</li> <li>八 デジタルカメラ</li> <li>九 デジタルオーディオ機器</li> <li>十 ヘッドホン（有線式のものであって、電池式以外のものを除く。）</li> <li>十一 イヤホン（有線式のものであって、電池式以外のものを除く。）</li> <li>十二 ワードプロセッサ</li> <li>十三 電子手帳</li> <li>十四 電子辞書</li> <li>十五 プリンター</li> <li>十六 充電器</li> <li>十七 愛玩用玩具（音声又は接触に感応してスピーカー及びモーターが作動するものに限る。）</li> </ul>

（非常用の装置又は器具）

第2条 規則第164条の16第8号の告示で定めるものは、次に掲げる物件とする。

- 一 規則第百五十条に定める救急用具
- 二 消火器
- 三 非常用警報装置
- 四 煙感知器
- 五 携帯用酸素ボトル
- 六 酸素マスク
- 七 機内放送装置
- 八 スモークフード

前 文 [平成十九年八月二三日国土交通省告示第千百二十号]  
平成19年10月1日から適用する。

前 文 [平成二十三年三月十八日国土交通省告示第二百八十七号]  
平成23年4月1日から適用する。

附 則 [平成二十六年八月七日国土交通省告示第七八一号]  
この告示は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 [平成二十九年三月三十一日国土交通省告示第二七三号]  
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 [令和三年二月八日（号外第二十九号）国土交通省告示第七十号]  
この告示は、令和3年3月1日から施行する。